

# 一般社団法人明専会 旅費基準

## (目的)

第1条 この基準は、一般社団法人明専会(以下「明専会」という)の会員活動のための旅費の事務処理手続きについて定める。

## (適用対象)

第2条 この基準は、明専会が開催する行事(理事会、部会、委員会、総会、支部長会議、支部総会などの支部行事(支部行事については、招待によって他支部所属理事等が出席する場合に限る)などの会議の他、2020基金事業、明専スクール等の活動、慰霊祭などの行事、または明専会としての公式の出張)のための旅費を対象とし、対象者は、理事、監事、代議員、相談役などの本部役員、委員会メンバー、部会メンバー、明専スクール講師、支援の会員とする。なお、支部長会議の場合は代理出席者、必要に応じて同行者(1名に限る)を対象者とする。

## (旅費)

第3条 旅費の支給基準、金額は以下の通りとする。

(1) 宿泊料 一泊:8,000円(東京、大阪で宿泊の場合は10,000円)とする。

(2) 対象等 宿泊承認地域(以下(ア)参照)以外で宿泊が必要な者は、原則として、事前に事務局に届け出、常務理事の承認をえるものとする。終日の会議等の場合、交通機関の利便状況によっては前泊・後泊の2泊も必要に応じて認める。

ホテル・旅館でなく、実家または親戚・家族の家に泊まった場合は「半額」支給とする。特に申し出が無い場合の取り扱いは、以下のとおりとする。

(ア) 対象者: 京都以東・奈良・和歌山・北陸・甲信越・山陰・四国・宮崎・鹿児島・沖縄在住者とする。

(イ) 二つの会議に出席した場合: (1)については二泊、その他は一泊とする。

(ウ) 本部から支部等へ出張については、原則として上述の到着場所を逆にして同様の扱いとする。

(3) 日当 一日:2,500円(ただし、昼食を提供した場合は2000円)とする。

(ア) 北九州在住者・母校教官は無支給とする。

(4) 交通費 対象者からの届出に基づく、自宅から目的地までの実費支給を原則とする。(ア)届出できるだけ事前に実施し、JR(以下、JRとは、電車、バス等定額の公共交通機関を含むものとする)以外は、領収書の提出を原則とする。用意でき無い場合は常務理事の承認を得ることとする。

届出は、対象者が同条件で在籍の間これを有効とする。

在籍中、特に届出が無い場合、明専会本部での会合についての交通費は、対象者住居の直近JR駅から、JR九州工大駅までの料金(片道601km以上の場合の運賃は往復料金とする)とする。

(イ) 節減 対象者は、特に制約がない場合、なるべく安い旅程、手段(往復割引、航空機利用で宿泊を伴う場合はパック旅行等など)を選択するよう務めるものとする。

(ウ) 定額地域 以下のケースは、それぞれの定めに従うものとする。

- ①本部・北九州市内での会議等に北九州市内在住者が参加する場合は、一律 1000 円(往復)とする。
  - ②飯塚キャンパスーJR新飯塚の移動は、タクシー代相当の 1000 円(片道)とする。
  - ③若松キャンパスーJR折尾駅の移動は、タクシー代相当の 1000 円(片道)とする。
  - ④自家用車を使用して移動した場合は、JR を利用した場合の相当額(上記(2), (3)の区間は、上記金額を援用する)を支給する。ただし上記(1)～(4)で、実費((4)については燃料代)の方が高くなった場合は、実費の申請を認めるものとする。
- (エ)その他 本部での会議等に出勤日に参加する工学部教官には、旅費は支給しない。

(旅費の辞退)

第4条 対象者は、日当・交通費について、旅程中に通勤定期を使用できる部分がある場合や出張との重複時など旅費を辞退(部分的辞退も可)することができる。

(例 外)

第5条 この基準に定めがない場合は、明専会会長の裁量により決定する。

附則

- 1 この基準は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 これにより、平成 12 年 4 月 22 日の理事会決議により改訂された旅費規定を廃止する。
- 3 この基準の改廃は、理事会の承認を得るものとする。
- 4 令和4年 5 月 14 日理事会の決議により、第 2 条において明専塾を削除し、2020基金事業を追加する。